

宿泊分野育成就労協議会運営規程

宿泊分野育成就労協議会規約（以下「規約」という。）第 9 条第 1 項に基づき、協議会の運営に関して必要な事項を下記のとおり定めることとする。

記

1. 規約第 4 条第 1 項第 4 号に規定する宿泊事業者団体とは、以下の団体とする。
 - ・ 一般社団法人日本ホテル協会
 - ・ 一般社団法人全日本ホテル連盟
 - ・ 全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会
 - ・ 一般社団法人日本旅館協会
2. 育成就労実施者等は、協議会の構成員となった場合には、以下の各事項を遵守するものとする。
 - ・ 宿泊分野育成就労協議会規約を遵守すること
 - ・ 育成就労外国人の看過しがたい偏在が生じた場合の協議会による大都市圏での受入れの自粛要請が決議されたときは、これを尊重すること
 - ・ 他の機関に雇用されている特定技能外国人、技能実習生若しくは育成就労外国人に対する引抜き及びその幫助を行わないこと
 - ・ 協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずること（育成就労実施者に限る。）
 - ・ 協議会に対し、必要な協力を行うこと（育成就労実施者に限る。）
 - ・ 国土交通大臣又はその委託を受けた者が行う調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他の業務に対して必要な協力を行うこと（育成就労実施者に限る。）
 - ・ 育成就労外国人を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風俗営業適正化法」という。）第 2 条第 6 項第 4 号に規定する施設において業務に従事させないこととしていること（育成就労実施者に限る。）
 - ・ 育成就労外国人に、接待（風俗営業適正化法第 2 条第 3 項に規定する接待をいう。次号において同じ。）を行わせないこととしていること（育成就労実施者に限る。）
 - ・ 育成就労外国人に、接待を行わせないための必要な措置を講じていること（育成就労実施者に限る。）
 - ・ 育成就労外国人に、育成就労の対象となった期間の合計が 1 年に達するまでは、フロント、接客及びレストランサービスの 3 種類全ての業務に従事させること（2、3 年目からは、以上 3 業務に加えて企画・広報業務にも従事させること）
 - ・ 協議会の定める行動規範を遵守すること
3. 協議会は、その決議により、前項の各事項を遵守しない育成就労実施者等を除名し、除名措置を行ったことを公表することができる。

以上